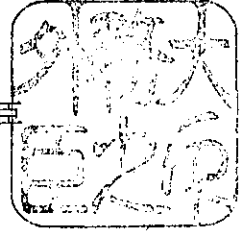


情報公開第02924号
令和5年3月14日

情報公開市民センター
新海 聡 殿

外務大臣



行政手続法に基づく聴聞について(通知)

標記について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号イの規定に基づき、別紙のとおり聴聞を行いますので、同法第15条第1項の規定により通知します。

添付書類:別紙

通 知 事 項

1 聴聞の件名

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)に基づく行政文書の一部開示決定の変更について

2 予定される不利益処分の内容

平成29年4月26日付情報公開第00239号において通知した一部開示決定処分の通知書における表記の修正(本来通知書において不開示箇所を具体的に表記し、不開示箇所を限定すべきところ、具体的な表記になっていないため不開示内容が限定されないものと解釈される余地があることから、通知書の表記内容を具体的な表記とする修正を行うもの)。

3 根拠となる法令の条項

法第9条第1項

4 不利益処分の原因となる事実

別添のとおり。

5 聴聞の期日及び場所

(1) 期日

令和5年4月7日(金) 午後2時から

(2) 場所

外務省(東京都千代田区霞が関二丁目2番1号)

6 主宰者

外務省大臣官房総務課公文書監理室首席事務官 宮川 雄一

7 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

外務省大臣官房総務課公文書監理室

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

8 教示事項等

(1)聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書

類等を提出することができます。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(3) 行政手続法第 23 条第 1 項の規定に基づき、主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同法第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができます。

以上

不利益処分の原因となる事実

1 経緯

新海 聡氏（以下「請求者」という。）は、平成13年10月24日付けで、外務省に対し行政文書「在米日本国大使館で、平成11年度に支出した、飲食その他の供応および便宜供与に関する、決裁に係る書類および支出証拠（公邸での宴会に関するものを除く）（領収書・請求書等を含む個別支出に対する決定を行った文書）」の開示請求を行った。これに対し当省は、同年11月22日付け情報公開第05186号により情報公開法第11条に基づく開示決定等の期限の延長を行った。その後当省は、相当の部分の決定として、平成15年3月18日付け情報公開第00690号により1文書を特定し、部分開示とする処分を行った後、最終決定として、同年15年11月14日付け情報公開第01843号により2文書を特定し、文書2（会食支払い証拠書類）については部分開示を、文書3（報償費「決裁書」（含む領収書等の添付関連書類））についてはその全てを不開示とする処分を行った（以下「原決定」という。）。その後、平成29年4月26日付け情報公開第00239号により文書3について、その一部を部分開示とする処分を行った（以下「変更決定」という。）。聴聞の対象となる不利益処分は、文書3の変更決定に係るものである。

本変更決定は、原決定の文書3の不開示を一部開示とすることを意図したものだが、通知書3枚目の不開示理由一覧の「不開示とした部分」及び同通知書（別表）の「改めて開示する部分」において、当該箇所を限定する記載になっていないため、これを修正し改めて正確な開示決定通知書を交付することが妥当であると判断したことから、行政手続法第13条1項1号に基づき、本聴聞を行うこととしたものである。本聴聞の対象となる不利益処分は、以下に、不利益処分に該当する決定の変更の内容及びその正当性について述べる。

2 文書3について

文書3に係る平成29年4月26日付変更決定通知書3枚目の不開示理由一覧の「不開示とした部分」には、「文書3」と記載しており、また、同通知書（別表）には「改めて開示する部分」として「報償費『決裁書』（含む領収書等の添付関係書類）のうち、大規模レセプション、酒類の購入、車両の借上げ等の事務に係る経費の支払証拠書類」と記載している。

しかしながら、「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」「酒類の購入に係る経費支払証拠書類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類」（以下「五類型」という。）に関する決裁書の「金額、小切手宛先送付先、支払方法」、領収書及び請求書等の「支払先及び調達先に関する情報」、支払証拠書台紙の「整理番号、証番号」、また、右五類型以外の部分については、これを公にすることにより、報償費の具体的支出に関する内容や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じ、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

また、類似の案件において審査会よりの答申（令和3年度（行情）答申第308号ないし同

第316号)でも、五類型の決裁書の「金額、小切手宛先送付先、支払方法」、領収書及び請求書等の「支払先及び調達先に関する情報」、支払証拠書台紙の「整理番号、証番号」に係る部分及び間接接触・直接接触については、法5条3号及び6号で不開示としたことを妥当と判断している。

したがって、これらと同じ内容である当該不開示箇所についても特定の上、不開示とすることが妥当である。

(了)